

イベントスペース利用約款

第1条（適用）

本約款は、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下「当社」といいます。）が運営する施設である「代官山 T-SITE」（住所：東京都渋谷区猿楽町 16-15「本施設」といいます。）のうち、申込書に記載の場所（以下「対象区画」といいます。）をイベントスペースとして利用することに関し、適用されるものです。

第2条（受付開始日時）

対象区画の利用受付は、使用期間開始日の1年前から申し込みすることができます。

第3条（事前連絡）

対象区画の利用希望者は、予め対象区画管理者に対して、希望日時と対象区画を使用する企画書を、電話又は電子メール等を用いて、事前連絡するものとします。

Mail: event_daikanyama@ccc.co.jp

Tel: 03-3770-1888

第4条（対象区画）

利用できる対象区画は、代官山 蔦屋書店2号館1階と3号館1階の間の通路「メインストリート」、代官山 T-SITE 駐車場内の指定スペースに限ります。該当の対象区画以外の場所や通路、商品販売区画の利用（該当区画をイベントスペースとしての利用や、イベント実施のための物品の設置、人の配置その他一切の利用を含みます。）についてはお断りしています。

第5条（利用契約の成立）

1. 第3条に定める事前連絡を行い、当社から利用者に対して、対象区画を利用可能である旨の通知がなされた場合には、利用者は、本約款に基づき、当社が指定する様式の申込書に利用期間、利用条件その他所定の事項（施工物、設置物のサイズ、デザイン等を含む）を記入し、利用する対象区画を特定した図面を添付の上、対象区画の利用を申し込み、当社が承諾した時点をもって、当該対象区画にかかる利用契約が成立するものとします。なお、利用契約が成立した時点から、利用申込書に定めるキャンセル規定が適用されます。
2. 対象区画の利用は一時的なものであり、また、その利用態様に鑑み、当該対象区画にかかる借地権又は借家権が生じるものではなく、利用者は当該権利の主張をしないことを保証・誓約するものとします。
3. 第1項に定める利用申し込み時に、提出頂けなかった施工物、設置物等については、利用日当日に設置をお断りする場合があります。

第6条（利用の制限）

利用者は、申込書に記載の利用目的及び営業品目に限り対象区画を使用することができます。

ます。

第7条（第三者への転貸）

利用者は、対象区画の全部又は一部を、賃借権及び営業権の譲渡、担保設定、業務委託、転貸又は使用貸借その他名目の如何を問わず、第三者に使用（共同使用を含む）させ、あるいは管理させることはできません。

第8条（利用期間等）

対象区画の利用期間、営業時間及び定休日は、申込書に記載のとおりとします。なお、本約款に基づく対象区画の利用には借地借家法の適用はなく、期間満了後の更新はありません。利用期間の満了により直ちに終了します。

第9条（利用料等）

1. 利用者は、当社の発行する見積書に記載の利用料を当社に支払うものとし、当該利用料には、共益費、水道光熱費が含まれるものとし、
2. 利用料その他本約款に基づき当社が利用者から受領するすべての金員のうち、消費税及び地方消費税の課税対象になるものについては、その金員に消費税及び地方消費税相当額を付加した金額を当社は利用者に対して請求し、利用者はこれを負担するものとし、

第10条（表明保証）

1. 利用者は、当社に対し、対象区画で利用者を取り扱う商品・サービスが、何らの法令にも違反せず、第三者の権利を侵害していないこと、及び対象区画において利用者が当該商品・サービスを販売するにあたり必要な許認可を取得しており、かかる販売を行う店舗を適法に営業できるものであることを表明し、保証します。
2. 利用者は、第三者との間で何らかの問題が発生した場合には、利用者の費用と責任において当該問題を解決し、当社に一切迷惑を掛けないものとし、

第11条（注意義務）

1. 利用者は、本施設の運営管理規則及び当社の指示に従い、対象区画を善良なる管理者の注意をもって管理及び使用し、事故の防止、防災等に万全を期すものとし、なお、本施設の運営管理規則に記載のない事項については、対象区画担当者と協議の上、その指示に従ってください。
2. 利用者は、対象区画で発生した事故又は争いについて、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、一切の責任を負うものとし、
3. 当社は、次の各号に定める場合、顧客・従業員等の安全確保及び感染症の拡大防止等のため、その事態が解消されるまでの期間、利用者に対し対象区画における営業の停止その他必要な措置を命ずることができるものとし、利用者はこれに従うものとし、この場合であっても、利用者は営業停止期間における利用料その他の諸費用の一切について支払義務を免れず、当社は、営業停止により利用者が生じた損害について、責任を

負いません。

- (1) 食中毒、インフルエンザ等の感染症等の大流行その他の非常事態が発生した場合
 - (2) 利用者の事業に関し、産地表示、成分表示等の偽装表示等による顧客の信用を著しく損なう事態が生じた場合
 - (3) 対象区画に関し、国や地方自治体から当社等に対し営業停止、休業等の要請があった場合
 - (4) 対象区画における営業が、法令その他のガイドラインに違反するおそれがある場合
 - (5) 前四号に定めるほか、利用者が本物件で営業を継続することにより、当社又は第三者が保有する一切の権利（人の生命、身体、財産を含むがこれらに限られない。）を侵害するおそれがある場合
4. 利用者は、対象区画の運営のために当社から借り受けた什器・備品・機器その他の物品を故障、損壊又は滅失させたときは、当社に対して当該損害を賠償するものとします。

第 11 条の 2（中止時の対応）

1. 第 11 条第 3 項の定めにかかわらず、利用者が利用契約に基づく対象区画におけるイベント（以下「対象イベント」といいます。）を開始するまでの間に、感染症（新型コロナウイルス感染症〔COVID-19〕等を含むが、これに限られません。）の拡大その他の非常事態（以下、総称して「非常事態等」といいます。）の影響を受けて、国や地方自治体からの休業要請又は営業停止等の行政措置により、当社が対象イベントの中止を判断した場合には、利用契約の定めにかかわらず、当該中止期間中に相当する利用契約に定める使用料（キャンセル料を含みます。）は発生しないものとします。
2. 第 11 条第 3 項の定めにかかわらず、対象イベントの開始後に、非常事態等の影響を受けて、国や地方自治体からの休業要請又は営業停止等の行政措置により、当社が対象イベントの中止を判断した場合、当社は、利用契約の定めにかかわらず、実施した日数分の使用料（使用料を利用契約に定める対象区画の貸与日数で除した金額に、実際に対象イベントを実施した日数を乗じた金額をいいます。）のみを請求するものとします。

第 12 条（禁止事項）

利用者は、当社の事前承諾を得ずに次の事項を実施することはできません。また、利用者は、これらにつき、利用者の使用人（雇用形態の如何を問わず、アルバイト等の短期雇用的人员も含む）及び出入り業者にも禁ずるよう厳正に指導・監督するものとします。

- (1) 他人名義での看板の掲出及び電話の架設
- (2) 引火、発火、爆発、震動、臭気、騒音のおそれのある物品等の持込み
- (3) 対象区画以外の場所におけるチラシ等の広告物の配布、勧誘、アンケート、募金、署名活動、商品実演、その他販促活動
- (4) 給配水設備を腐食させるおそれのある液体を流すこと
- (5) ラジオ、ステレオ、スピーカー等の音で他の賃借人に迷惑をかけること（音量については当社の指示に従うものとします。）
- (6) 本施設の壁面・天井・ガラス面等への直接的な造作の取付け

- (7) 商品の偽装表示その他顧客等の信用を失うおそれのある行為
- (8) 政治・宗教に関連する活動
- (9) 入会・契約を斡旋する行為
- (10) 他の賃借人に迷惑となる行為、及び本施設に損害を及ぼすような行為
- (11) その他本約款又は本施設の運営管理規則で禁止されている行為

第 13 条 (保守管理)

1. 当社又は当社の使用人若しくは当社の指定する者は、本施設の保守管理上必要あるときは、あらかじめ利用者に通知した上で対象区画に立ち入り、これを点検し適宜の措置を講ずることができるものとします。但し、緊急又は非常の場合、当社は利用者に通知することなく立ち入ることができるものとします。
2. 前項の場合、利用者は当社の措置に協力するものとします。
3. 利用者は利用者の設置した設備の法定点検を、法令等で定める期日までに定期的に行うものとします。また、点検を実施した場合は、その内容・結果を当社に報告するものとします。
4. 貴重品は自己管理でお願い致します。

第 14 条 (不可抗力)

1. 地震、火災、風水害等の災害、盗難、偶発事故その他当社の責に帰することのできない事由による利用者の損害については、当社はその責を負いません。
2. 前項に定める事由によって対象区画の大部分が滅失又は毀損し、対象区画の利用が困難となった場合、利用契約は終了します。

第 15 条 (損害賠償)

利用者は、本約款に違反し当社に損害を与えた場合には、発生した一切の損害を賠償するものとします。

第 16 条 (免責)

1. 会場内での商品等の盗難破損事故及び、第三者に対する対人対物などの賠償事故に関しては、その理由の如何を問わず当社は一切の責任を負いません。なお、万一事故が発生したときは、直ちに当施設へ届け出てください。
2. 会場の利用に際して必要な法令に定められた事項は、利用者の責任と費用負担をもって関係諸官庁へ届出てください。届出不備のためご利用不可能となった場合でも、当施設は一切の責任を負いません。

〔届出の一例〕

○飲食を伴う催事をする場合： 渋谷区保健所 生活衛生課 電話番号 03-3463-2253

○酒類販売業免許申請書：品川税務署 酒類指導官 電話番号 03-3443-4171 (代表)

などその他必要に応じて関係諸官庁にご相談の上、必要な手続きを行ってください。また、許可された届出の複写 1 部を事前に当社へご提出ください。

3. 対象区画内の機材・設備等の故障その他の当社の責に帰すべき事由により、イベントの

開催が中止になった場合であっても、当社は会場利用料金の返還を除き利用者の損失補償等いかなる補償もいたしませんので予めご了承ください。但し当社に故意又は重過失があった場合は、この限りではありません。

第 17 条（明渡し及び造作等の撤去）

1. 利用者は、利用期間が終了した場合、利用者が対象区画に自ら設置した造作物、設備、看板等を撤去するほか、速やかに対象区画を利用者の費用負担で利用開始前の状態に原状回復し、当社に明け渡すものとします。
2. 利用者が前項の明渡しをしない場合、利用者は、利用期間満了時から明渡完了時までの期間における申込書記載の利用料を当社に支払うものとします。
3. 利用者が第 1 項の義務に違反し造作物を撤去しない場合、当社は利用者の費用負担により撤去を代行し、撤去した造作、設備、看板等を任意に処分することができるものとします。

第 18 条（契約解除）

1. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの通知催告を要せず、直ちに利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 本約款の各条項に違反し、相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、当該期間内に是正されないとき（第 23 条第 3 項又は第 4 項に基づいて相手方が必要な措置を講ずるよう求めたにもかかわらず、正当な理由なくこれを拒否した場合を含みます。）、又は本約款に定める表明保証が正確若しくは真実でないことが判明したとき。
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、租税滞納処分、その他これに準ずる国家機関の処分を受けたとき。
 - (3) 破産、特別清算、民事再生若しくは会社更生の手續開始の申立てを受け、又は自らこれらの申立てを為したとき。
 - (4) 自ら振り出し若しくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡処分を受け又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (5) 事業を廃止したとき、又は解散の決議をしたとき。
 - (6) 事業、若しくは財産の状況が著しく悪化し、又はそのおそれがあると客観的に認められる相当な理由があり、利用契約の不履行が合理的に予想されるとき。
 - (7) 法令違反又は反道徳的行為があり、これにより利用契約の維持が困難な事態となったとき。
 - (8) その他不信行為又は相手方の信用を失墜する重大な過失があり、本約款に基づく利用契約の履行が困難なとき。
2. 前項の規定により、利用契約が解除された場合において、利用者が当社に対する未履行債務（利用契約に基づくものに限られません。）を有するときは、当然に期限の利益を喪失し、当社に対し直ちに全額を支払うものとします。
3. 第 1 項の規定により利用契約が解除された場合には、利用者は、利用契約の解除により当社が被った損害を賠償するものとします。

第 19 条（イベントの撮影及び利用許諾）

1. 当社は、事前に利用者から承諾を得ることにより、対象イベントの内容を撮影することがあります。
2. 利用者は、当社が前項に基づき撮影した動画（以下「イベント等動画」といいます。）を、有償又は無償で、当社が運営し管理するインターネットサイト（SNS サイト等を含みますが、これらに限られません。）における配信（自動公衆送信、送信可能化な状態などの公衆送信を含みます。）や、当社が管理する施設等において上映を行うことを許諾し、また、これらに必要な範囲での複製、改変、翻案、二次的著作物の創作を行うことを承諾するものとします。
3. 利用者は、当社における前各項に掲げる一連のイベント等動画の利用等に対して、自ら又は第三者をして著作者人格権を行使しないものとします。
4. 前各項の対価として、当社は、イベント等動画の配信時又は上映に際して、利用者に関する告知を行うなどの宣伝活動を行うものとします。なお、当社は、本項に定める役務の提供を除き、イベント等動画の配信及び上映（これに必要な範囲での複製、改変、翻案、二次的著作物の創作を含みます。）に対する対価は負わないものとします。
5. 本条は、利用契約終了後も引き続き有効に存続するものとします。

第 19 条の 2（申込者によるセミナー動画の使用）

1. 利用者は、イベント等動画を別途当社の承諾なく使用してはならないものとします。
2. 前項の規定は、利用契約終了後も引き続き有効に存続するものとします。

第 20 条（権利義務の譲渡禁止）

利用者は、当社の事前の書面による承諾なしに、利用契約上の地位及び利用契約に基づく権利義務を第三者に譲渡し、担保の目的に供し、又は承継させないものとします。

第 21 条（中途解約）

1. 利用者は、利用契約締結日から利用期間開始日までの期間に限り、次項に定めるキャンセル料を支払うことにより、利用契約を中途解約することができます。
2. 利用契約の取り消しについては、ご利用開始日を起算日として、以下のキャンセル料を申し受けます。キャンセルの際は、「変更・解約申請書」に必要事項をご記入の上、当施設へご提出ください。
 - (1) ～ 6 1 日前・・・会場定価料金の 5 0 %
 - (2) 6 0 日前～ 3 1 日前・・・会場定価料金の 8 0 %
 - (3) 3 0 日前以後・・・会場定価料金の 1 0 0 %

第 22 条（守秘義務）

利用者は、対象区画の利用期間中のみならず、利用期間終了後においても、対象区画の利

用に関連して知り得た当社の情報を善良なる管理者の注意をもって取扱い、第三者に譲渡、貸与、漏洩、開示する等その他これらに類する一切の行為をしないものとします。また、利用者は、対象区画利用に関連して、当社のアイデア、企画、コンセプト、ノウハウ、その他これらに類するものを知得した場合、事前の当社の書面による承諾を得ることなく、これらを自ら実施し、他の目的に流用し、又は模倣し、その他これらに類する行為を行ってはならず、また、第三者をして行わせないものとします。

第 23 条（反社会的勢力との関係断絶）

1. 利用者は、自己が反社会的勢力（犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』において説明される「反社会的勢力」をいう。以下同じ）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明、保証し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、利用者が利用契約に関連して締結した契約（以下「関連契約」という）の当事者又はその代理人若しくはその締結を媒介した者が反社会的勢力であることが判明した場合には、利用者に対し、当該関連契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができます。
4. 当社は、利用者の取締役、監査役、従業員その他の構成員、株主、取引先、若しくは顧問その他のアドバイザーが反社会的勢力であること、又は相手方が資金提供その他を通じて反社会的勢力の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力との何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合、直ちに利用契約を解除することができるものとします。

第 24 条（準拠法）

本約款及び利用契約は、日本法を準拠法とします。

第 25 条（合意管轄）

本約款及び利用契約に関する紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上